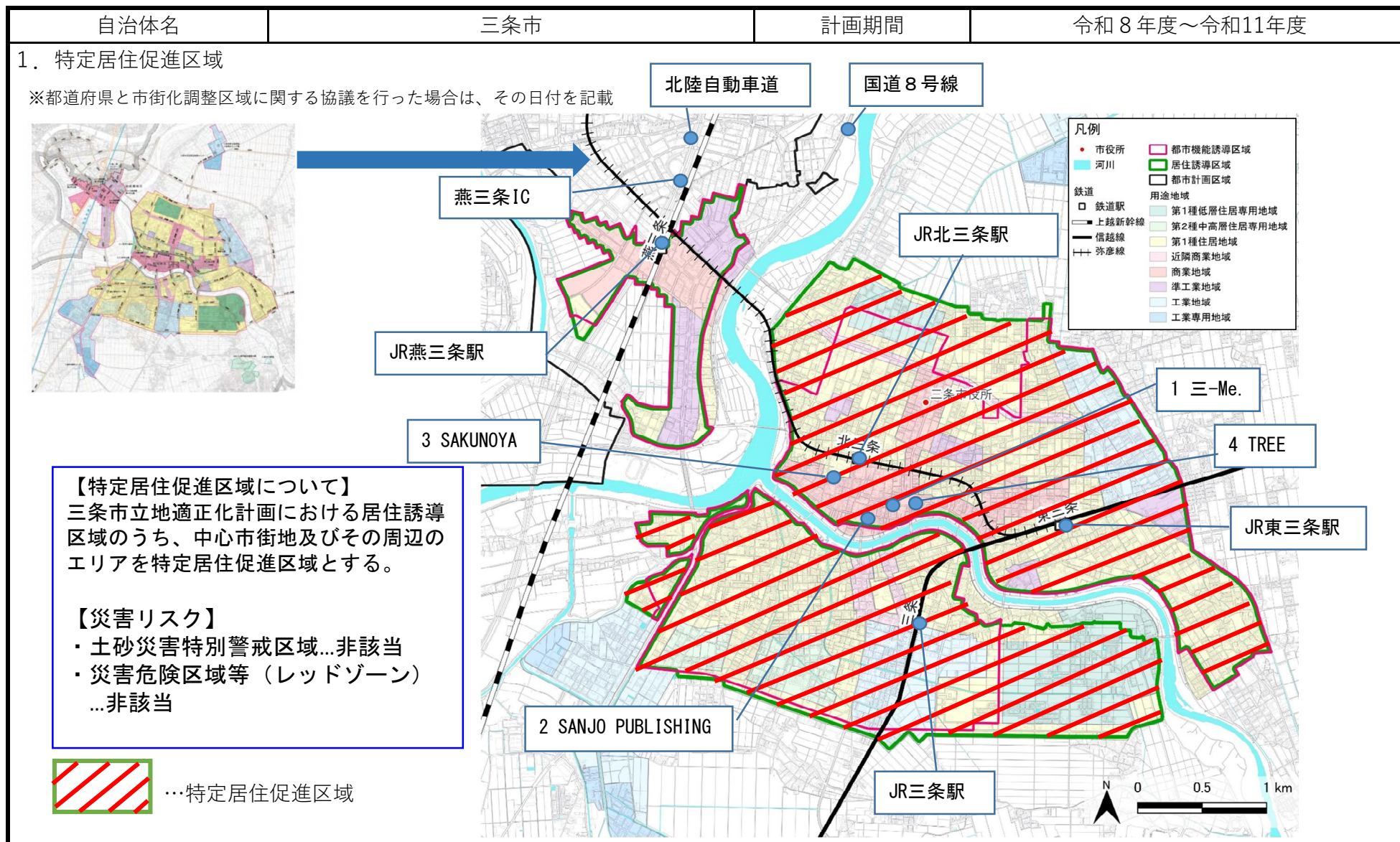


# 三条市特定居住促進計画

令和8年3月31日策定



## 2. 特定居住の促進に関する基本的な方針

### (1) 基本方針

三条市は新潟県のほぼ中央に位置し、古くから金属加工を中心とするものづくりのまちとして発展してきた。信濃川や守門岳など豊かな自然環境に恵まれ、JR上越新幹線・高速道路網・県央地域の交通結節点としての利便性を活かしながら、暮らしやすさと働きやすさを兼ね備えた都市として成長を続けている。

近年では、空き家活用を通じた移住・定住促進や地域コミュニティ再生の取組が進み、中心市街地や里山エリアでは、「空き家からはじまるまちづくり」や「地域プレイヤーの協働」によって多様な暮らしの選択肢が生まれている。

また、燕市との連携による「燕三条」ブランドの発信、企業・大学・行政の共創拠点形成など、地域内外の人材が関わりながら新たな価値創出が進んでいる。

本計画では、地域特性を生かした居住促進エリアにおいて、空き家等の利活用を軸に多様な世代・職種の人々が関わる住環境を形成し、①快適で安全な住まいの確保、②地域内外の交流・関係人口の拡大、③生産年齢人口や子育て世代の定住促進を目指す。これにより、「住まいと仕事がつながるまち」「人と人が支え合うまち」として、30年後も持続可能な地域社会を創出する。

### (2) 目標

#### 指標1 空き家活用・関係人口拠点登録者数

- ・基準年度：令和8年3月（見込） 5人
- ・目標年度：令和12年3月 30人
- ・概要：空き家活用や地域づくりに関わる登録者を拡大し、専門人材・関係人口の裾野を広げる。

#### 指標2 地域プレイヤー・移住者・企業等による共創プロジェクト数

- ・基準年度：令和8年3月（見込） 5件
- ・目標年度：令和12年3月 20件
- ・概要：行政・民間・地域が連携して推進するプロジェクトの創出数を増やし、地域課題の解決と新たな雇用・活動機会の創出を図る。

## 3. 特定居住拠点施設の整備に関する事項

## (1) 特定居住拠点施設

No	拠点施設の区分	名称（施設の内容）	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1	複合交流拠点	三-Me.（シェアテナント・ゲストハウス・住宅）	三条市神明町5-3	商業地域	整備済	(一社)燕三条空き家活用プロジェクト	令和5年2月完了
2	交流拠点	SANJO PUBLISHING（本屋、喫茶・BAR）	三条市本町二丁目13-1	商業地域	整備済	(一社)Next Commons Lab	令和3年2月完了
3	滞在施設	SAKUNOYA（カフェ・ゲストハウス）	三条市元町12-6	商業地域	整備済	市	平成27年3月完了
4	中心市街地拠点施設	TREE（カフェ・コワーキング・店舗）	三条市仲之町2-15	商業地域	整備済	一ノ木戸商店街・市	平成25年3月完了

## (2) 用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

- ・ 用途（施設の種類）

- ・ エリア

- ・ 市街地環境の悪化を防止するための措置

## (3) 公的賃貸住宅等整備事業に関する事項

## 4. 特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事項

## (1) 関連施設

No	施設の用途・名称	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間

## (2) 用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

- ・ 用途（施設の種類）

- ・ エリア

- ・ 市街地環境の悪化を防止するための措置

## 5. 施設の整備に関する事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項

- 移住及び二地域居住希望者へのワンストップ相談窓口開設
- 空き家・空き地バンクによる空き家等の物件紹介
- 移住及び二地域居住希望者を対象とした移住体験
- 首都圏における若者等を対象とした本市への移住・二地域居住促誘イベント
- 移住及び二地域居住希望者に対する動画、SNS等を活用した情報提供
- 移住者を対象とした住宅賃借及び住宅取得支援
- NFTを活用したデジタル市民の獲得や、メタバース空間を活用した交流会等の実施による関係人口創出

## 6. 施設の整備に関する事業と拠点施設関連基盤施設整備事業との連携に関する事項

※都道府県が社会資本総合整備計画（広域的地域活性化基盤整備計画）により拠点施設関連基盤施設整備事業を実施する場合に記載。

計画の名称、計画の期間、交付対象、連携都道府県

## 7. その他

(1)都道府県知事への意見聴取： 令和8年3月11日

(2)特定居住促進区域内の住民の意見を反映するために必要な措置に関する事項

三条市が一般社団法人燕三条空き家活用プロジェクトに対して、市内全域に所在する空き家の調査・利用促進等に係る業務を委託している中で、その事業実施に当たり、団体を通じて各地域の代表や区域住民等に広く意見聴取を行った。

くわえて、区域内で空き家等の活用を促進する区域内の唯一の団体として当該団体の意見を聴取した。 令和7年11月19日

(3)都市計画との調和に関する事項

都市計画担当部署との確認 令和7年12月1日